

入札説明書（電子入札対象案件）

平川二期農業水利事業所庁舎解体撤去工事に係る入札公告（建築工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年7月16日
- 2 契約担当官等 支出負担行為担当官
東北農政局長 永井 春信
- 3 担当部局 東北農政局総務部会計課管財担当係
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟
電話 022-263-1111 （内線 4220）
Email : thn-shitsumon-kaikei@maff.go.jp

4 工事内容等

- (1) 工事名 平川二期農業水利事業所庁舎解体撤去工事
- (2) 工事場所 青森県弘前市大字高田1-10-9
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書等のとおり
- (4) 工期 令和9年3月24日まで
- (5) 本工事は、提出された技術資料に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の適用工事である。
また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (7) 本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
- (8) 本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の1年間東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事である。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (11) 本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競

争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願「[評価資料等作成の手引き（以下「手引き」という。）別記様式 8](#)」を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。

- (12) 本工事の施工に当たり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、1日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。
- (13) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）」及び「現場管理費のうち労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）」等について、工事实施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合並びに建設資材の調達に要する費用（購入費、輸送費）について、通常調達する地域内の需給状況から、工事を円滑に実施するために遠隔地から調達せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策等に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、これら費用の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
- (14) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。
- (15) 本工事は、建築工事における熱中症対策に係る費用において、一部の対策を実施する場合について受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ、設計変更により対応を行う試行工事である。
- (16) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- (17) 本工事は、契約手続きにかかる書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

5 競争参加資格

- (1) 次に掲げる条件を満たしている者であること。
 - ① 予決令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 東北農政局における令和7・8年度一般競争参加資格のうち「建築一式工事B、C又はD等級」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再認定を受けていること。
 - ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき

再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記③の再認定を受けた者を除く。

⑤ 次に掲げる施工実績を有すること。

ア 平成 23 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が同種工事の施工実績を有すること。共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20%以上のものについて認める。

イ 「同種工事」とは、以下のいずれかとする。施設規模については問わない。

- a 「建築物の解体工事」
- b 「建築物の改修工事」
- c 「建築物の新築工事」

ウ 当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあつては、工事成績評定表の評定点が 65 点未満のものを除く。

⑥ 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。専任は要しない。

ア 1 級建築施工管理技士若しくは 2 級建築施工管理技士（建築）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、次の者とする。

- ・ 1 級建築士又は 2 級建築士の資格を有する者

イ 上記⑤に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあつては、一人の主任技術者が上記⑤に掲げる同種工事の施工経験を有すること。

また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）が発注した工事である場合にあつては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。

ウ 主任技術者にあつては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、「恒常的な雇用関係」とは入札の締切日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑦ 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成 15 年 9 月 1 日付け 15 北総第 528 号（経）東北農政局長通知、以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑧ 当該工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑨ 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

⑩ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑪ 次に掲げる届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

6 設計業務等の受注者等

- (1) 上記 5 の (1) ⑧の「当該工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。
株式会社八洲建築設計事務所
- (2) 上記 5 の (1) ⑧の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当するものである。
 - ① 当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

7 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札に関する事項

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、東北農政局競争契約入札心得第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

- (1) 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合
 - ① 子会社等（会社法（平成 18 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (2) 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合
 - ① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- イ 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ウ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員 (同法第 509 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- エ 組合の理事
- オ その他業務を執行する者であつて、上記アからエまでに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人 (以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記 (1) 又は (2) と同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価基準

評価項目は次に示す事項とし、評価項目の詳細及び評価基準は「**手引き**」表 1～表 2 のとおりである。

- ① 施工体制 (品質確保の実効性、施工体制確保の確実性)
- ② 企業評価
- ③ 技術者評価

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を 100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、「加算点」の最高点を 30 点とする。
- ② 「標準点」は、上記 5 の競争参加資格に掲げる条件を満たしている者に 100 点を与える。
- ③ 「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、上記 (1) の①の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。
- ④ 「加算点」の算出方法は、上記 (1) の②及び③について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点 30 点を評価点の最高点 (満点) 22 点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。
(加算点 = 評価点数の合計値 × (加算点の最高点 30.0 点) / 評価点の最高点 (満点) 22 点) (小数点第 4 位以下切り捨て)
- ⑤ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式 (簡易Ⅱ型) は、入札参加者の「標準点」、「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値 ((標準点 + 施工体制評価点 + 加算点) / 入札価格。以下「評価値」という。) により行う。
- ⑥ 「技術者評価」について複数の候補者の記載がある場合は、評価の低い者で評価する。
- ⑦ 「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

(修正後の加算点 = 加算点 × (施工体制評価点 / 30 点))

9 申請書及び確認資料の提出

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 5 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び確認資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間 別表 1 ①に示す日時。

② 提出方法 申請書及び確認資料の提出は、電子入札システムにより行うこと。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）するものとする。

③ 提出場所 上記 3 に同じ。

- (2) 申請書及び確認資料は、「**手引き**」別記様式 1 ～別記様式 5－1 により作成すること。

- (3) その他

① 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は、特別な理由がない限り認めない。

⑤ 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先は、上記 3 に同じ。

⑥ 電子入札システムにより申請書及び確認資料を提出する場合は、次による。

ア 申請書及び確認資料は、次表のいずれかのファイル形式にて作成することとし、ファイルの総容量を 10MB 以内とすること。

また、ファイル数はなるべく 3 つ以内として 1 つのフォルダにまとめ、Lzh 形式等により圧縮して送信することを認める。

ファイル形式	・ Microsoft Word ・ Microsoft Excel ・ PDF 形式 ・ RTF 形式
ファイル圧縮形式	・ Lzh 形式、Lha 形式又は zip 型式（自己解凍方式は不可）

イ やむを得ず 10MB を超える場合は、10MB の範囲内で電送可能な資料は全て送信するものとし、その際、次表の資料「**手引き**」別記様式 1 ～別記様式 5－1 については、必ず電子入札システムにより電送すること。

なお、不足分については、電送済みの資料と併せ、提出期間の最終日午後 3 時（必着）までに持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）すること。また、参考資料が電送できなかった場合は、CD-R も併せて提出すること。

様 式	名 称	提出形式
別記様式 1	競争参加資格確認申請書	PDF
別記様式 2	同種工事の施工実績（企業）	PDF
別記様式 2－1	同種工事の施工実績（配置予定技術者）	PDF
別記様式 3	企業に関する項目	PDF
別記様式 3－1	地域への貢献活動の実績	PDF
別記様式 3－2	指定工種の工事成績（企業）	PDF
別記様式 4	従業員への賃金引上げ計画の表明書	PDF
別記様式 5	配置予定技術者に関する項目	PDF
別記様式 5－1	指定工種の工事成績（配置予定技術者）	PDF

ウ 詳細は、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）（東北農政局ホームページ：

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）によるものとする。

- ⑦ 紙入札方式により申請書及び確認資料を提出する場合は、紙に印刷したものに併せて、「手引き」別記様式 1～別記様式 5－1 を CD-R に収めて提出場所に提出すること。

10 競争参加資格の確認等

（１） 競争参加資格の確認

- ① 競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、別表 1 ④に示す期日までに通知する。
- ② 上記 5 の（１）③の認定を受けていない者又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、上記 5 の（１）①、②及び⑤から⑩までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記 5 の（１）③、④に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記 5 の（１）③、④に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ③ 上記 5 の（１）⑤の施工実績及び上記 5 の（１）⑥の配置予定技術者の施工経験は、申請書及び資料の提出期限の日までに完成検査を了しているものを認めるものとし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに引き渡しが無了である場合は、開札までに引き渡しが無了していることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時までに引き渡しが無了したことを確認できる資料を提出しなければならない。

(2) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- ① 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 別表 1 ⑤に示す期日

イ 提出方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。

ウ 提出場所 上記 3 に同じ。

- ② 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表 1 ⑥に示す期日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 再苦情申立て

- ① 上記 (2) の②の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、上記 (2) の②の回答書を受け取った日から 7 日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により支出負担行為担当官に対して、再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う。

- ② 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

ア 受付窓口 上記 3 に同じ。

イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（行政機関の休日を除く。）

- ③ 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
上記 3 に同じ。

11 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

- ① 提出期間 別表 1 ②に示す日時。

- ② 提出方法 **「手引き」別記様式 11** に記載のうえ、電子メール、持参又は郵送により下記
③宛てに提出すること。

なお、電子メールにて提出する場合には、送信後にその旨を電話にて連絡し、必ず着信を確認すること。

また、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）により提出する場合は、質問を CD-R に収めて、書面と併せて提出すること。

ファクシミリによるものは受け付けない。

- ③ 場 所 上記 3 に同じ。

- (2) 上記 (1) の質問に対する回答書は、質問を受理した日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日を除く。）に電子入札システムにて回答するほか、閲覧に供する。

なお、提出期限の日に受理した質問に対する回答書は、次の期間に回答する。

期 間 別表 1 ③に示す日時。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行仙台支店）。ただし、利付国債の提供（保
入札説明書-8

管有価証券の取扱店（日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁 東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

13 入札手続等

- (1) 入札は、電子入札システムを用いて行うこと。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

14 入札書の受領期限等

- (1) 初回の入札
 - ① 電子入札システムによる場合
 - ア 入札の締切り 別表 1 ⑦アに示す期日
 - イ その他 システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕をもって入札金額の送信を行うこと。
 - ② 紙入札方式により持参する場合
 - ア 入札の締切り 別表 1 ⑦イに示す期日
 - イ 提出先 上記 3 に同じ。
 - ウ その他 支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。
 - ③ 紙入札方式により郵送する場合
 - ア 入札の締切り 別表 1 ⑦ウに示す期日
 - イ 送付先 上記 3 に同じ。
 - ウ その他 支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- (2) 再度の入札

初回の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、直ちに再度の入札を行う。なお、郵送による入札がある場合には、別途連絡する。

15 工事費内訳書の提出

- (1) 工事費内訳書の提出方法

① 電子入札システムによる場合

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書「手引き」別記様式6を電子入札システムにより提出を求める。確認の後、さらに工事費内訳書に対する明細書「手引き」別記様式7の提出を求める場合があるため、速やかに提出できるように準備すること。

② 紙入札方式により持参する場合

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書「手引き」別記様式6の提出を求める。確認の後、さらに工事費内訳書に対する明細書「手引き」別記様式7の提出を求める場合があるため、速やかに提出できるように準備すること。

③ 紙入札方式により郵送する場合

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書「手引き」別記様式6及び工事費内訳書に対する明細書「手引き」別記様式7を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

(2) その他

① 工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないとき又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、東北農政局競争契約入札心得第7条に該当するものとして入札を無効とすることがある。なお、工事費内訳書に不備があるときは、別表各号に掲げるものに該当すると認められる場合とする。

② 工事費内訳書は、返却しない。

③ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

④ 提出された工事費内訳書について、説明を求めることがある。

⑤ 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

<別表>

1 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の工事費内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	工事費内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されていた場合

が添付されていた場合		
4 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

16 開 札

(1) 開札の日時

開札は、次に掲げる日時及び場所において行う。ただし、上記 10 の(1)により、競争参加資格がないと認められた者から、説明を求められたときは、入札及び開札を延期する。

① 初回入札の開札

ア 日 時 別表 1 ⑧に示す日時

イ 場 所 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 A 棟 7 階
東北農政局第 1 入札室

② 再度入札の開札

上記 14 の(2)の場合は、日時及び場所の詳細を別途連絡する。

(2) 開札時の立ち会い

入札参加者が電子入札システムにより入札した場合は、開札時の立会いは不要とするが、承諾を得て紙による入札を行う者は、開札時に立ち会うこと。なお、紙による入札参加者が 1 回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、支出負担行為担当官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

17 入札の無効

本公告及び入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時点において指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他開札時点において上記 5 に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

18 施工体制確認のためのヒアリングの実施及び追加資料の提出

(1) ヒアリング

施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）について、どのように施工体制を構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした全ての入札参加者に対して、開札後速やかにヒ

アリングを実施する。

なお、調査基準価格以上の有効な価格で申し込みをした入札参加者に対しては、ヒアリングに換え「施工体制確認票」の提出を求めることがある。調査基準価格は、別紙－１による。

① ヒアリングに関する連絡

開札後、別表１⑨に示す期日までに、入札参加者あてに電子入札システムにより連絡する。なお、予定価格を超過した入札参加者には連絡を行わない。

② ヒアリング日時 別表１⑩に示す日時。施工体制確認票による場合は、電子入札システムにより送付するので、必要な事項を記入し、別表１⑪に示す期日までに提出すること。

③ ヒアリング場所 東北農政局総務部会計課

④ 追加資料の提出

ア 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第 85 条の基準に基づく価格（調査基準価格）に満たない者に対しては、ヒアリングのための追加資料（追加資料様式 1 ～ 11）の提出を求める。追加資料様式は、別紙－１による。ただし、様式 11 はコスト縮減を申し出る者のみ提出するものとする。

イ 追加資料を提出すべき旨の連絡は、上記①の連絡の際に併せて対象者あて連絡する。

ウ 追加資料の提出期限は、別表 1 ⑫に示す期日までとする。

なお、開札後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合があり、この際に追加資料の提出の意向のない者については、開札後、追加資料の提出を行わない旨を、別表 1 ⑬に示す期日までに書面にて提出するものとする。詳細は、上記①の連絡の際に連絡する。

追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

エ 追加資料の各様式に記載した内容を立証するため、追加資料と合わせて入札者が必要と認める添付資料を提出することができる。

オ いったん提出された追加資料及び添付資料の修正及び再提出は認めない。

⑤ その他

ア 入札参加者別のヒアリングは原則 1 回とし、日時及び場所の詳細については別途連絡する。

イ ヒアリングの対応者は、工事費内訳書及び追加資料の内容を説明できる者とする。なお、上記④のアに該当する者については、ヒアリングの際、説明者及び配置予定技術者を含む最大 3 名までを出席させるとともに、工事費内訳書及び追加資料の記載内容の確認を行うため、それぞれの根拠となる資料を持参すること。

ウ 上記④のアに該当する者以外の入札参加者についても、ヒアリングのための追加資料を求めることがある。

エ 追加資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合又は追加資料の記載内容が適正でない（未記載、未定を含む。）場合は、入札を無効とすることがある。

オ 上記 14 の（２）の再度の入札を実施する場合は、ヒアリングの日程等を別途連絡する。

カ 施工体制に関する審査方法は、別紙－１による。

また、施工体制の評価結果に応じて、加算点を減ずる措置を行う。

(2) 重点的な調査

入札参加者の申込みに係る価格（V E 提案の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその削減金額を上記（1）の④ア追加資料様式 11 の資料において明らかにしたときは、コスト削減金額として認めた金額を当該入札参加者の申込みに係る価格に加えた価格）が、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用の項目ごとの金額に、直接工事費については 90%、共通仮設費については 80%、現場管理費については 80%、一般管理費については 30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た金額をいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。

19 落札者の決定方法

(1) 上記 8 に定める「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

また、評価値の最も高い者が 2 人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした他の者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、別紙－2 による予決令第 86 条の調査を行うものとする。

20 配置予定の技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定の技術者の変更は認められない。

落札決定後、落札者となった者は、契約締結までに、配置予定の主任技術者又は監理技術者が営業所の専任技術者と重複状況を確認するため、建設業法及び建設業法施行令に基づく書面を提出すること。

なお、営業所の専任技術者が当該工事の技術者を兼任する場合には、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあることを確認するための資料の提出を求める場合がある。

21 契約書作成の要否

工事請負契約書（案）により、工事請負契約書を作成するものとする。

22 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約に

より締結する予定の有無

無し。

23 支払条件

前金払は、請負代金額の 40%以内とする。ただし、予決令第 86 条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。

24 談合等不正行為があった場合の違約金等

- (1) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- ① この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- ② 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ③ 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- ④ この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (2) 受注者が上記（1）の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

25 契約締結後の技術提案

- (1) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることな
- 入札説明書-14

く請負代金を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案（以下「契約後V E 提案」という。）できる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金の変更を行うものとする。詳細については、特別仕様書等による。

- (2) 契約後V E 提案の内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。
- (3) 発注者が契約後V E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、契約後V E 提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。
- (4) 総合評価落札方式の技術提案事項については、契約後V E 提案の対象としない。

26 電子入札システム

- (1) 電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、「**手引き**」別記様式 9 にその理由を記載し、承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (2) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に代える場合がある。
- (3) 電子入札システムに係る運用については、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）によるものとする。（東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）
- (4) 電子入札システムについての問い合わせ先
農林水産省 電子入札ヘルプデスク
TEL:048-254-6031
質問のメールを送信する際には、会社名（機関名）、部署名、役職、氏名、連絡先をご記入下さい。
Email: help@maff-ebic.go.jp

27 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 に同じ。

28 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (2) 入札参加者は、東北農政局競争契約入札心得及び工事請負契約書（案）を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格がないものとするとともに、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、「**手引き**」別記様式 5 に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 競争参加資格確認申請後に申請を取り下げの場合は、「**手引き**」別記様式 10 にその理由を記載し、次の場所に持参、郵送又は託送により提出すること。

また、競争参加資格確認通知後に参加資格を認められた者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより入札辞退届を提出するとともに、別途、「手引き」別記様式 10 にその理由を記載し、次の場所に持参、郵送又は託送により提出すること。

提出場所 上記 3 に同じ

(6) 別冊図面及び別冊仕様書等

① 上記 4 の (3) 「別冊図面及び別冊仕様書等」とは、次の図書とする。

ア 特別仕様書

イ 現場説明書

ウ 図面

エ 東北農政局競争契約入札心得

オ 工事請負契約書 (案)

② 上記①の図書のうち、「東北農政局競争契約入札心得」及び「工事請負契約書 (案)」については、東北農政局ホームページ

(<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>) の【発注・入札情報、その他公表事項】よりダウンロードできる。

③ 競争参加資格確認の通知日において「別冊図面及び別冊仕様書等」の再交付を行う場合がある。

(7) 当該手続等についての問い合わせ先

上記 3 に同じ。

(8) 被災地域における被災農林漁家等の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災農林漁家等の雇用においては、賃金等の支払いが適正、かつ、遅滞なく行われるよう配慮すること。

(9) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

① 受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人としない。

② 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

イ 工事成績評定等の減点を行う。

ウ 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を発注者に支払わなければならない。

③ 上記②に掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

イ 工事成績評定等の減点を行う。

ウ 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(10) 電子契約システムについて

- ① 本件は、契約手続きにかかる書類の接受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。
- ② 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変更承諾願「[手引き](#)」別記様式12を提出しなければならない。
- ③ 電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

(11) 積算参考資料の取扱いについて

積算参考資料別紙ー3については、競争参加資格の確認結果の通知の日に改めて開示することとしている。

なお、配付する「積算参考資料」の内容についての質問は、原則として受付けない。

(12) 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

(13) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

別表 1 入札手続に係る期間等

①	申請書及び確認資料の提出期間 令和 8 年 7 月 17 日から令和 8 年 8 月 3 日までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、最終日については、午前 11 時 30 分までとする。(注)
②	入札説明書に対する質問の受領期間 令和 8 年 7 月 17 日から令和 8 年 8 月 19 日まで（競争参加資格要件等に係る質問については令和 8 年 7 月 17 日から令和 8 年 7 月 27 日まで）の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、最終日については午前 11 時 30 分までとする。(注)
③	上記②に対する回答期間 令和 8 年 7 月 17 日から令和 8 年 8 月 21 日まで（競争参加資格要件等に係る質問については令和 8 年 7 月 17 日から令和 8 年 7 月 29 日まで）の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、開始日はともに午後 3 時からとする。(注)
④	競争参加資格の確認結果の通知 令和 8 年 8 月 18 日までに電子入札システムにより行うものとし、書面による通知は行わない。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は書面で通知する。
⑤	競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明要求期限：令和 8 年 8 月 24 日午後 5 時まで
⑥	上記⑤に対する回答期限：令和 8 年 8 月 27 日まで
⑦	入札書の受領期限：受付開始は令和 8 年 8 月 25 日 午前 9 時から ア 電子入札システムによる入札の締め切り：令和 8 年 8 月 28 日 午前 9 時 00 分 イ 紙入札方式により持参する入札の受領期限：上記アと同じ ウ 郵送による入札の受領期限：令和 8 年 8 月 27 日 午後 4 時
⑧	開札日時：令和 8 年 8 月 28 日 午前 10 時 00 分
⑨	施工体制確認のためのヒアリングに関する連絡期日：令和 8 年 8 月 28 日まで
⑩	施工体制確認のためのヒアリング日時 令和 8 年 8 月 31 日から令和 8 年 9 月 2 日までの午前 9 時 30 分から午後 5 時まで。(注)
⑪	施工体制確認票の提出期限日：令和 8 年 8 月 31 日午後 5 時まで
⑫	施工体制確認のための追加資料の提出期限日：令和 8 年 9 月 1 日午前 11 時 30 分まで
⑬	施工体制確認のための追加資料の提出を行わない旨の書面提出期限日：令和 8 年 8 月 31 日午後 5 時まで

(注) 行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。

施工体制確認のための追加資料等について

１ 調査基準価格

調査基準価格（予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格）は、予定価格算出の基礎となった次の①～④に掲げる額に、100 分の 110 を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

なお、建築工事にあっては、「直接工事費」及び「現場管理費」について以下のとおり読み替えるものとする。

ア 「直接工事費」は、「直接工事費」から「現場管理費相当額」を減じた額

イ 「現場管理費」は、「現場管理費」に「現場管理費相当額」を加えた額

ただし、本工事における「現場管理費相当額」とは、直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額とする。

２ ヒアリングのための追加資料

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格を下回るときには、様式 1 ～様式 11 までのすべての提出を求めるものとする。

[追加資料様式]

様式 1	施工体制台帳
様式 2	資材購入予定先一覧
様式 3	機械リース元一覧
様式 4－1	労務者の確保計画
様式 4－2	工種別労務者配置計画
様式 5	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式 6	配置予定技術者名簿
様式 7－1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式 7－2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式 7－3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式 8－1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式 8－2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式 9	建設副産物の搬出地
様式 10	下請予定業者等一覧表
様式 11	V E 提案等によるコスト縮減額調書

※ 上記様式は、東北農政局ホームページよりダウンロードできる。

(東北農政局ホームページ：

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/zyutentyosa/index.html>)

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書（施工計画等）、本文の施工体制確認のためのヒアリング、上記2の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、追加資料の提出を求められた者が上記2の追加資料様式1～様式11まで提出しない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したのものとしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目の金額に、直接工事費については90%、共通仮設費については80%、現場管理費については80%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た金額の合計に100分の110を乗じて得た金額をいう。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受け入れの対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式9）
- ② 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式8-1～8-2）
- ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式7-1～7-3）

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関

する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が上記 1 の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算方式で付与する。特に、品質確保のための体制その他の体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り加点する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式 1、10）
- ② 提出された施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式 2～5）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか。（様式 6）

予算決算及び会計令第 86 条の調査について

１ 低入札価格調査

(１) 低入札価格調査の実施対象

予決令第 85 条の基準に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、予決令第 86 条調査（低入札価格調査）を実施する。ここで、調査基準価格は別紙－１の 1 に記載するとおりである。

(２) 低入札価格調査の調査内容

低入札価格調査においては、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。低入札価格調査の対象者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

- (ア) その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- (イ) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (ウ) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (エ) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との地理的条件
- (オ) 手持資材の状況
- (カ) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (キ) 手持機械数の状況
- (ク) 労務者の具体的供給見通し
- (ケ) 経営内容
- (コ) 建設副産物の搬出地

２ 特別重点調査

(１) 特別重点調査の実施対象

- ① 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対して、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査を行う。

費目	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
率	90%	80%	80%	30%

なお、建築工事にあつては、「直接工事費」及び「現場管理費」について以下のとおりとする。

ア 「直接工事費」は、「直接工事費」から「現場管理費相当額」を減じた額

イ 「現場管理費」は、「現場管理費」に「現場管理費相当額」を加えた額

ただし、本工事における「現場管理費相当額」とは、直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額とする。

(2) 特別重点調査の実施に係る連絡等

- ① 上記(1)①の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、対象者に対して特別重点調査を実施する旨連絡する。
- ② 対象者は、原則として、当該連絡を受けた日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に特別重点調査の実施に必要な次に掲げる資料及び添付書類を提出すること。

[提出を求める資料]

様式1	当該価格で入札した理由
様式2-1	積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①
様式2-2	内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②
様式2-3	一般管理費等の内訳書
様式3	下請予定業者等一覧表
様式4	配置予定技術者名簿
様式5-1	手持ち工事の状況（対象工事現場付近）
様式5-2	手持ち工事の状況（対象工事関連）
様式6	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
様式7-1	手持ち資材の状況
様式7-2	資材購入予定先一覧
様式8-1	手持ち機械の状況
様式8-2	機械リース元一覧
様式9-1	労務者の確保計画
様式9-2	工種別労務者配置計画
様式10	建設副産物の搬出地
様式11	建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
様式12-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式12-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式12-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式13-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式13-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式13-3	安全衛生管理体制（仮設設置計画）
様式13-4	安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
様式14	誓約書
様式15	施工体制台帳
様式16	過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

※ 追加資料の様式及び記載要領は、東北農政局ホームページよりダウンロードできる。

（東北農政局ホームページ：

<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/zyutentyosa/index.html>）

- ③ 対象者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、対象者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、対象者は、前記資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類を併せて提出することができる。

- ④ **別紙－１**の２のヒアリングのための追加資料を提出した者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならない。
- ⑤ 上記②に規定する資料等の受領後、速やかに入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

なお、事情聴取の出席者は最大で３名以内とし、事情聴取の日時及び場所は対象者に別途通知する。

- ⑥ 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、資料等及び事情聴取の内容により必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付資料を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた重点調査追加資料等の再提出は、原則として１回に限る。

- ⑦ 特別重点調査は、施工体制確認型総合評価における評価値の最も高い者のほか、上記２（１）①の基準に該当する複数の者について並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければならない。
- ⑧ 提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、上記⑤の事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、「東北農政局競争契約入札心得」において、調査基準価格を下回った価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする旨の規定に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として、入札を無効とする。

（３） 特別重点調査における適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

① 虚偽説明等への対応

入札参加者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は下記④に記載する重点的な監督の結果内容と入札時の特別重点調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該工事の成績評定において厳格に反映する。

イ 過去５年以内にアの措置を受けたことがあるなど、悪質性が高い者に対しては、指名停止等措置要領の別表第２により指名停止を行う。

② 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、上記２（２）②の資料（誓約書（様式１４））を提出し、施工に必要な費用の額を下回る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

③ 関係資料の公表

ア 上記２（２）②の資料（誓約書（様式１４））を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者がいるときは、その者に関する情報を東北農政局ホームページにおいて公表する。

イ 上記アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、東北農政局ホームページにおい

て公表する。

④ 契約後の取扱い（監督体制の強化）

特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐとともに、以下の措置を講じる。

ア 「工事現場等における施工体制の点検要領の制定について（平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 180 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」の 5（4）により行う施工体制台帳の点検の前段として、施工体制台帳提出時にその施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

イ 共通仕様書に基づき提出させる施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、さらに、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

3 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

（１） 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策

予決令第 86 条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について（平成 18 年 8 月 1 日付け 18 経第 724 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

① 発注者の監督強化

「施工段階における確認マニュアルについて（平成 16 年 3 月 31 日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）」等に基づき、重点的な工事監督を実施する。

② 施工体制の点検

施工体制の確保を図るため、施工体制台帳提出時に、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

③ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。

なお、下請けに変更が生じた場合は、再提出するものとする。

また、「工事現場等における施工体制の点検要領（平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 180 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」、「施工体制点検審査マニュアル（平成 15 年 4 月 11 日付け農林水産省農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）」に基づき、随時、下請けへの支払い状況の調査を実施する。

④ 請負者側技術者の増員について

予定価格が 2 億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が東北農政局管内の直轄工事において、本工事の公告を行った日から過去 2 年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満た

す別の技術者 1 名を専任で現場に配置するものとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。

なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア 工事成績 70 点未満の評定を通知された者。

イ 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者。

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(2) 低入札価格調査の対象工事に係る対策について（試行）

全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。

① 対象工事について、次のア～ウの段階において、監督職員が文書により請負業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

ア 施工確認段階

イ 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ウ 下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

② 上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の 1 年間に於いて東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。

（総合評価落札方式の場合）

1 年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を 50%減ずる。

（公募型指名競争入札等の場合）

1 年間にわたり、当該企業の評価点を 3 点減ずる。

③ 上記①に示す文書指示の回数が 2 回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事（「政府調達に関する協定」の適用を受ける工事を除く。）において、次の入札参加制限を講ずる。

ア 対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。

イ 対象工事が 2 箇年以上にわたる工事については、文書指示が 2 回累積した日から 1 年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。

④ 当該対象工事の工事成績が 65 点未満の場合、評定通知日から 1 年間、上記②と同様の措置を講ずる。

(3) 下請け業者との契約状況等

低入札工事に対して、下請け業者との契約状況、下請け代金の支払い状況等改善が必要と認められる場合には、必要に応じて関係機関へ通報するとともに、関係機関と連携して対策を講ずることがある。

「積算参考資料」の取扱いについて

１ 目的

「積算参考資料」は、工事の入札契約に際して適正な競争の確保に向けて、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うことが可能となるよう、対象工事に係る競争参加有資格者等に配付するものである。

２ 「積算参考資料」の取扱いに関する留意事項

- （１）「積算参考資料」は、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うために参考として供するものであり、工事請負契約書第１条（総則）で規定する設計図書ではない。
- （２）「積算参考資料」は、工事請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものではない。
- （３）「積算参考資料」の内容について、入札に係る質問書の提出期限までの間に、設計図書と積算参考資料に齟齬があるなど、入札参加者が見積を行う際に疑義が生じた場合には、直ちに発注者に通知するものとする。
- （４）発注者は、上記に係る通知を受けた場合は速やかに内容を確認し、確認の結果、「積算参考資料」の修正又は補足説明を要する場合は、全ての入札参加者にその内容を通知する。
- （５）工事契約後の「工事円滑化会議」、「設計変更確認会議」においては、設計図書等に基づき確認等を行うものとするが、その際に「積算参考資料」を用いることを妨げるものではない。